14　第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15　銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の二十三の二第一項中「（以下「特例子会社対象会社」という。）」を削り、同項第一号イ中「を営む会社」を「を営むもの」に、「営んでいる会社」を「営んでいるもの」に改め、同号ロ及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二」を「から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社」を「同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「特例子会社対象会社が、前条第七項」を「第一項各号に掲げる会社が、前条第四項」に改め、同項ただし書中「特例子会社対象会社」を「会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「特例子会社対象会社を同項」を「第一項各号に掲げる会社を第三項（この項において準用する場合を含む。）又は前項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　認定銀行持株会社（次項の認定を受けた銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに第五十二条の三十四の二第一項において同じ。）は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、特例銀行業高度化等業務（同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条、第五十二条の三十四の二第二項及び第六十五条第十七号において同じ。）を専ら営む会社を持株特定子会社とすることができる。

第五十二条の二十三の二第七項中「第四項」を「前項」に、「第五項本文」を「第四項本文及び第九項本文」に、「同項ただし書」を「第四項ただし書」に、「を除く」を「及び第九項ただし書の規定による届出をして持株特定子会社（第八項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び第五十二条の三十四の二第二項において同じ。）となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

7　内閣総理大臣は、銀行持株会社の申請により、当該銀行持株会社が当該銀行持株会社並びに当該銀行持株会社の子会社である銀行及び特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる基準として内閣府令で定めるものに適合することについて、認定を行う。

8　認定銀行持株会社は、第六項の規定により特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としようとするとき（特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあつては、当該認定銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、あらかじめ、その会社が営もうとする特例銀行業高度化等業務を定めて、内閣総理大臣に届け出なければならない。

9　前項の規定は、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定銀行持株会社の持株特定子会社（前項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該認定銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣に届出をした場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10　銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社（第一項各号に掲げる会社又は特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の二十四第一項中「及び第十一号の二から第十二号まで」を「、第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十一号の二」を「同項第十二号」に改め、「除く。）」の下に「、特例持株会社（当該銀行持株会社が子会社としているものに限る。）」を、「この条」の下に「及び第六十五条第十七号」を加え、同条第四項第四号中「第五十二条の二十三第六項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、同条第七項中「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第十三号に掲げる会社」に改め、同条第八項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第五十二条の二十三第一項第十三号に掲げる会社に該当しないものであつて、当該」に、「、同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二」を「同条第一項第十一号から第十三号まで」に改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第七章の三第三節第四款中第五十二条の三十四の次に次の一条を加える。

（認定銀行持株会社の認定の取消し等）

第五十二条の三十四の二　内閣総理大臣は、認定銀行持株会社が第五十二条の二十三の二第七項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定銀行持株会社に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は同項の認定を取り消すことができる。

2　前項の規定により第五十二条の二十三の二第七項の認定を取り消された銀行持株会社は、その持株特定子会社としている特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認定を取り消された日から一年を経過する日までに当該会社が持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の四十五の二中「（書面」を「（書面等」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第十二号の二」を「第十四号」に、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第十六条の二第七項に規定する」を削り、「とき。」を「とき（第五号の場合を除く。）。」に改め、同条第三項第三号中「第十一号の二」を「第十三号」に、「同条第六項」を「同条第三項」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第六項に規定する」を削り、「とき。」を「とき（第七号の場合及び第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合を除く。）。」に改める。

第五十四条第一項中「又は承認」を「、承認又は認定」に改める。

第五十五条第二項中「第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書」を「第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

第五十七条の六第二号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、「第二条第四項」の下に「（定義）」を加える。

第六十五条第六号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、「、又は同条第九項」を「（同条第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超